

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

告 示

鳥取県告示第六百八十二号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第五項の規定に基づき、昭和五十三年六月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり告示する。

昭和五十三年八月十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 次

目 次

◇告 示 飼料の試験の結果の概要

土地改良事業計画等の適否の決定

土地改良事業計画の適否の決定(五件)

◇選管告示 政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

栄養成分に関する検査

製造事業場等の 名称及び所在地	収 去 場 所	飼 料 の 名 称	製 造 (輸入) 年 月 日	試 験 結 果 の 概 要										備 考		
				粗たん 白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシ ウム	リン	揮発性 揮発性窒素	水溶性 消化率	D C P	T B N		M E	その他 の検査
境港市 山陰くみあい 飼料株式会社	境港市 山陰くみあい 飼料株式会社	くみあい配合飼料 種豚用ハイグレード	53・6	15.9	3.2	3.9	5.5	0.84	0.63	—	—	—	12.2	71.1	—	
境港市 山陰くみあい 飼料株式会社	境港市 山陰くみあい 飼料株式会社	くみあい標準配合飼料 青雛用前期	53・6	19.3	3.3	3.0	5.8	1.12	0.70	—	—	—	—	—	2.810	

くみあい標準配合飼料 マールM育雛用	53・5	15.2	3.1	3.8	6.4	1.09	0.80	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,680			
規 くみあい標準配合 飼料 成鶏用エツヅマ マシユ17	53・6	18.4	4.7	2.9	11.6	3.70	0.65	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,750			
くみあい配合飼料 子牛ブリード1号	53・6	16.7	2.9	5.2	7.0	0.88	0.88	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
規 くみあい標準配合 飼料 パワーブロー後期	53・6	18.9	6.0	2.6	5.0	0.98	0.65	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,040			
規 くみあい配合飼料 ピグエースエクストラ	53・6	17.2	4.2	2.6	4.5	0.64	0.54	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14.1	77.1	—	
規 くみあい標準配合 飼料 成鶏用エツヅマ マシユ16	53・6	17.2	4.1	2.9	11.1	3.45	0.60	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,750	
くみあい配合飼料 肉種鶏成鶏用	53・6	16.2	3.7	3.8	9.5	2.78	0.54	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,740	
くみあい配合飼料 種豚用S	53・6	15.4	2.9	3.6	4.9	0.80	0.54	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

注 飼料の名称の欄中「規」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項の規定に基づく規格適合表示であることを示す。

鳥取県告示第六百八十三号

昭和五十三年六月十三日付で日野郡日野町舟場三〇九小田切繁穂ほか十四人の者から申請のあつた共同で行おうとする土地改良事業計画及び規約については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年八月十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年八月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百八十四号

昭和五十三年七月十八日付で日野町から申請のあつた土地改良（本郷地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項におい

て準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年八月十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年八月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百八十五号

昭和五十三年七月十五日付で会見町から申請のあつた土地改良（鶴田地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年八月十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年八月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百八十六号

昭和五十三年六月八日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（富江（明地）地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年八月十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年八月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百八十七号

昭和五十三年七月十八日付けで日野町から申請のあつた土地改良（板井原地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年八月十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年八月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百八十八号

昭和五十三年六月八日付けで溝口町から申請のあつた土地改良(富江)の(一段)地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年八月十一日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年八月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六條第一項の規定

に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七條の二第一項の規定により告示する。

昭和五十三年八月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	備考
河西正治後援会	田井 豊	奥山 茂久	鳥取市商業町一九八一三	その他の政治団体
武部文西部後援会	西村 清則	扇谷 達夫	米子市夜見町二七六五	"
武部文中部後援会	岡野 年定	中島 武正	倉吉市清谷六七六	"
山田ひろし後援会	藤縄 幸孝	谷口 稔	鳥取市川端二丁目二四	"
横山春吉後援会	浦田 義治	横山 春雄	東伯郡羽合町久留 一五一番地五	"
松本義人後援会	門脇 宗次	松本 義郎	境港市渡町九三六	"
伊谷周一後援会	君野 駿平	立林治一郎	鳥取市西町三丁目一〇七	"
寺垣恒男後援会	尾崎 単人	寺垣 泰男	鳥取市上町六六	"
竹内恒次後援会	巽 一雄	須崎 弘行	鳥取市西町一丁目二〇五	"
井上幸喜後援会	渡辺 善秀	新 久男	鳥取市松並町一丁目 二八二の二	"
鈴木鏡「鳥取医療生協」後援会	山崎 季治	那須 昭美	鳥取市行徳い三二六一二	"

鳥取県選挙管理委員会告示第六十九号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同

松田道昭後援会	森友則	村上正	東伯郡東伯町八橋 一四五五	"
さがり二郎後援会	庄司三郎	安倍巍	境港市福定町一五〇	"
広田きよじ後援会	中西和衛	田中繁蔵	鳥取市卯垣一五三	"
白石忠男後援会	足立全二	里見つゆ子	境港市上道町七〇〇	"
岡本善徳後援会	坂本親男	前田幸雄	鳥取市八坂二〇五	"
谷口俊男後援会	杉本親男	山口猶隆	鳥取市吉成四〇八	"
竹内直光をばげます会	中村寿太郎	竹内康雄	鳥取市上原二二一	"
山口まさよし後援会	三島卓治	傘井久徳	米子市旗ヶ崎六五六	"
宮協準一後援会	小谷頼夫	本城泰志	鳥取市長谷五一八	"
太田垣とみお後援会	間崎喜作	森本健太郎	鳥取市布勢二四三	"
藤原繁義後援会	池原幾男	林富蔵	鳥取市大畑四四九	"
飴野久嘉を励ます会	織田潔	木下竹蔵	鳥取市湖山町北一丁目 二六五	"

法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十三年八月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

政治団体の名称	異動事項	新	旧
政治団体の名称	異動事項	新	旧
武部文東部後援会	政治団体の名称	武部文東部後援会	武部文後援会
自由民主党 米子市巖支部	代表者	今中満通	塚谷正之
"	会計責任者	妹尾義孝	牛尾英一
"	主たる事務所の所 在地	米子市吉岡一九四	米子市今在家 三九一
日本遺族政治連盟 鳥取県本部	代表者	藤原博光	山根幸一
自由民主党 鳥取県支部連合会	代表者	坂野重信	西村尚治
"	会計責任者	広島了輔	寺谷英太郎
自由民主党 米子市啓成支部	主たる事務所の所 在地	米子市糺町 二丁目七五	米子市朝日町六五
"	代表者	岸田正夫	山崎多久平
"	会計責任者	岡田稔	土江政充
自由民主党 羽合町支部	主たる事務所の所 在地	東伯郡羽合町上浅 津二八三	東伯郡羽合町長瀬 一、四九六
"	代表者	梅田利康	浦田義治

〃	〃	自由民主党 北条町支部	〃
会計責任者	代 表 者	主たる事務所の所 在地	会計責任者
牧田 吉保	原田 一雄	東伯郡北条町弓原 二五三	市橋 衡
西村 勝義	中本 覚蔵	東伯郡北条町松神 八一五	宮本 良吉